

【 外交防衛委員会 】

(1) 審議概観

第156回国会において本委員会に付託された案件は、条約9件及び内閣提出法律案3件であり、条約9件を承認し、法律案3件を可決した。

また、本委員会付託の請願16種類191件のうち、3種類73件を採択した。

〔条約及び法律案等の審査〕

2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約は、海洋環境及び人の健康を保護するため、有機スズ化合物の船底防汚塗料への使用の禁止等、船舶の有害な防汚方法の規制について定めたものである。また、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約は、国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続について定めたものである。さらに、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等について定めたものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、環境分野の国際条約作成への我が国の積極的な取組、便宜置籍国による船舶防汚方法規制条約の締結の見通し、有害化学物質の規制に関する諸条約の相互関係、遺伝子組換え農作物の安全性と表示制度等について質疑を行い、いずれも全会一致をもって承認した。

国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモンリオールで署名された議定書は、国際民間航空機関の加盟国数が増加したことに伴い、その理事会が加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、理事会の構成員の数を33から36に増加することを内容とするものである。委員会においては、議定書の国会提出が遅れた理由、航空保安分野における途上国への支援等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

児童の権利に関する条約第43条2の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）は、この条約に基づき設置される委員会の委員の数を増加することを目的とするものである。委員会においては、条約の国内実施体制の整備、児童の権利委員会への日本からの委員の推薦等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条1の改正（1995年5月22日に締約国の第8回会合において採択されたもの）は、この条約に基づき設置される委員会の会合の期間について、一定の条件の下に締約国の会合において決定し得るようにすることを目的とするものである。委員会においては、全会一致をもって承認した。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約は、国際的な組織犯罪を防止し及びこれと戦うため、重大な犯罪を行うことを合意すること等一定の行為の犯罪化、裁判権の設定、犯罪収益の没収、犯罪人引渡し等について定めるものである。委員会においては、条約の締結による国際組織犯罪対策の向上、条約の締結に伴う共謀罪の新設等国内法の整備の在り方等について質疑を行い、多数をもって承認した。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約は、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の安全を規律する法令上の枠組みを定めること等を締約国に義務付けることにより、使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の高い水準の安全を世界的に達成し及び維持すること等を目的とするものである。委員会においては、条約の履行のための国内措置、高レベル放射性廃棄物の国際管理等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第1条の改正は、この条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。委員会においては、条約の改正の途上国による締結の促進、クラスター爆弾や小型武器の規制に向けた取組等について質疑を行い、全会一致をもって承認した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在チェンマイ日本国総領事館を新設すること、在バンコック日本国総領事館及び在ラスパルマス日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改めること等について定めるものである。委員会においては、在チェンマイ総領事館の新設に要する経費、在ラスパルマス総領事館の廃止に伴う領事機能の維持、住居手当の支給額の改正等について質疑を行い、全会一致をもって、原案どおり可決した。なお、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革、財政状況等を踏まえた在勤手当全般の定期的な見直し等に関する5項目から成る附帯決議が行われた。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化のための体制移行の一環として、第五師団を第五旅団に改めるとともに、特殊作戦隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものである。委員会においては、第五師団の旅団化と防衛能力の維持、情報本部の増員と情報収集分析体制の強化、特殊作戦群の新編の理由とその任務等について質疑を行い、討論の後、多数をもって原案どおり可決した。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案は、イラク特別事態を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国が主体的かつ積極的に寄与するため、国連安保理決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものである。

その主な内容は、政府は対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われない地域等で行うこと、この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、対応措置を実施する際には閣議の決定により基本計画を定め、国会に報告すること、自衛隊の部隊等が対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、その対応措置の実施につき国会の承認を求めること、対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理下に入った者の生命又は身体を防衛するために一定の要件に従って武器の使用ができること、この法律は施行の日から4年を経過した日に効力を失う

こと等である。

委員会においては、まず、内閣委員会との連合審査会を開会し、小泉内閣総理大臣並びに福田内閣官房長官、石破防衛庁長官及び川口外務大臣に対し質疑を行った。次いで、所管大臣等に対する質疑を行い、また、公聴会を開会して5名の公述人から意見を聴取し、さらに、小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行った。

連合審査会及び委員会においては、イラクの復興を支援する理由とその取組方針、国連安保理決議第1483号と本法案に基づく対応措置との関係、憲法と本法案との関係、米国等による対イラク武力行使の正当性とイラクの大量破壊兵器をめぐる問題、連合暫定統治機構及び米英軍との関係、文民の職員やNGOなどによる人道復興支援、イラクの治安状況、自衛隊派遣の必要性と想定される業務内容、戦闘行為の判断権者、「戦闘地域」と「非戦闘地域」との判別、武器使用の在り方、対応措置の実施に当たっての安全の確保、派遣自衛隊員の処遇と事前研修、派遣国における自衛隊の地位に関する取り決め、自衛隊の海外派遣を含む国際平和協力に係る恒久法の検討等について質疑を行った。

質疑を終局した後、討論を省略して採決に入ることの動議の可決により採決に入り、本法律案は多数をもって原案どおり可決した。

〔国政調査等〕

3月14日、川口外務大臣及び石破防衛庁長官から外交の基本方針及び国の防衛の基本方針に関し、それぞれ所信を聴取した。

3月20日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針の諸問題について質疑を行った。

3月25日、米国等の対イラク武力行使、イラク問題に伴う国内テロ対策等、イラクの復旧・復興支援、周辺地域への支援等、北朝鮮情勢、ミサイル防衛、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

4月15日、自衛隊の防衛能力、中東情勢、北朝鮮情勢、米国等の対イラク武力行使、イラクの復旧・復興支援、沖縄米軍基地問題等の諸問題について質疑を行った。

5月8日、イラク情勢、中東和平、テロ対策特措法に基づく協力支援活動、北朝鮮情勢、陸上自衛隊の出張旅費不正使用問題、防衛装備品の調達、在日米軍の水中爆破訓練等の諸問題について質疑を行った。

5月15日、石破防衛庁長官からテロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更について報告を聴取した後、質疑を行った。

なお、3月26日、予算委員会から委嘱を受けた平成15年度内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管の予算について審査を行い、NGO支援無償や草の根無償等のODA予算、平成13年度決算検査報告におけるODA予算に関する指摘事項、我が国海域を守る防衛庁・自衛隊の役割、防衛庁の装備品調達、イラク問題の平和的解決、対イラク武力行使の根拠となる安保理決議、日朝関係、北朝鮮の核・ミサイル問題への対応、北朝鮮への経済制裁、包括的な「テロ対策法」、警護出動と治安出動の関係、対イラク武力行使に伴う我が国の負担、自衛隊員倫理規程、情報収集衛星、ODA大綱の見直し等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成15年3月14日（金）（第1回）

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 外交の基本方針に関する件について川口外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛庁長官から所信を聴いた。

○平成15年3月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月25日（火）（第3回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米国等の対イラク武力行使に関する件、イラク問題に伴う国内テロ対策等に関する件、イラクの復旧・復興支援、周辺地域への支援等に関する件、北朝鮮情勢に関する件、ミサイル防衛に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年3月26日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成15年度一般会計予算（衆議院送付）
平成15年度特別会計予算（衆議院送付）
平成15年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（内閣府所管（防衛本庁、防衛施設庁）及び外務省所管）について川口外務大臣及び石破防衛庁長官から説明を聴いた後、同大臣、同長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）について川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第38号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成15年4月15日（火）（第5回）

- 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）
国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に

基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 自衛隊の防衛能力に関する件、中東情勢に関する件、北朝鮮情勢に関する件、米国の対イラク武力行使に関する件、イラクの復旧・復興支援に関する件、沖縄米軍基地問題に関する件等について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年4月17日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

以上3件について川口外務大臣、矢野外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第4号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第5号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

（閣条第9号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民

反対会派 なし

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月22日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官、森山財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第36号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産、社民

- 国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年4月24日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）について石破防衛庁長官、川口外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。
（閣条第3号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし
欠席会派 国連

○平成15年5月8日（木）（第9回）

- 児童の権利に関する条約第43条2の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条1の改正（1995年5月22日に締約国の第8回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）
以上3件について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラク情勢に関する件、中東和平に関する件、テロ対策特措法に基づく協力支援活動に関する件、北朝鮮情勢に関する件、陸上自衛隊の出張旅費不正使用問題に関する件、防衛装備品の調達に関する件、在日米軍の水中爆破訓練に関する件等について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年5月13日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 児童の権利に関する条約第43条2の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条1の改正（1995年5月22日に締約国の第8回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）
国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）（衆議院送付）
以上3件について川口外務大臣、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。
（閣条第1号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
（閣条第2号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし
（閣条第6号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 社民

○平成15年5月15日（木）（第11回）

- 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第7号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更に関する件について石破防
衛庁長官から報告を聴いた後、同長官、福田内閣官房長官、川口外務大臣及び政府参
考人に対し質疑を行った。

○平成15年6月5日（木）（第12回）

- 過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用
の禁止又は制限に関する条約第1条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第
8号）（衆議院送付）について川口外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成15年6月10日（火）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第7号）（衆議院送付）
過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用
の禁止又は制限に関する条約第1条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第
8号）（衆議院送付）

以上両件について川口外務大臣、石破防衛庁長官及び政府参考人に対し質疑を行っ
た後、いずれも承認すべきものと議決した。

（閣条第7号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

（閣条第8号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連、社民
反対会派 なし

○平成15年7月8日（火）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案
（閣法第120号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた。
また、同法案について内閣委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決
定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件
については委員長に一任することに決定した。

○平成15年7月9日（水）

外交防衛委員会、内閣委員会連合審査会（第1回）

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案
（閣法第120号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、川口外務大臣、石破防衛
庁長官、福田内閣官房長官、河村文部科学副大臣、西川経済産業副大臣及び弘友環境
副大臣に対し質疑を行った。
- 本日の連合審査会は終了した。

○平成15年7月10日（木）（第15回）

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、矢野外務副大臣、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月15日（火）（第16回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について川口外務大臣、石破防衛庁長官、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月17日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について川口外務大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、赤城防衛庁副長官、秋山内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月18日（金）（公聴会 第1回）

- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

財団法人ディフェンスリサーチセンター

専	務	理	事	上田	愛彦君
				板垣	雄三君
				小川	和久君
				栗田	禎子君
				前田	朗君

○平成15年7月22日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について石破防衛庁長官、川口外務大臣、福田内閣官房長官、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成15年7月25日（金）（第19回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）（衆議院送付）について小泉内閣総理大臣、福田内閣官房長官、石破防衛庁長官、川口外務大臣、赤城防衛庁副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、

可決した。

(閣法第120号) 賛成会派 自保、公明

反対会派 民主、共産、国連、社民

○平成15年7月28日(月)(第20回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第415号外72件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第169号外117件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

児童の権利に関する条約第43条2の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第1号）

【要旨】

児童の権利に関する条約（以下「条約」という。）は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」において定められている権利を児童について広範に規定するとともに、児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項をも規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される児童の権利に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約が定める児童の権利の実現のために自国がとった措置及びこれらの権利の享受についてもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の審査業務に遅延が生じたことから、1995年（平成7年）12月にジュネーブで開催された締約国の会議において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の委員の数を10人から18人に増加することを目的とするものである。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条1の改正（1995年5月22日に締約国の第8回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件（閣条第2号）

【要旨】

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（以下「条約」という。）は、「国際連合憲章」、「世界人権宣言」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」等において示されている男女平等原則を敷衍しつつ、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野における女子に対する差別の撤廃につき包括的かつ詳細に規定したものである。

締約国は、条約に基づき設置される女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）に対して、条約の実施のために自国がとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を提出することとされている。締約国の増加に伴い、提出される報告の数が年々増加し、委員会による報告の検討作業に遅延が生じたことから、1995年（平成7年）5月にニューヨークで開催された締約国の第8回会合において、この改正が採択された。

この改正は、委員会の会合の期間について、一定の条件の下に締約国の会合で決定し得るようすることを目的とするものである。

国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（先議）

【要旨】

国際民間航空機関は、1944年（昭和19年）に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全なかつ整然たる発展を確保することを目的として設立された。同機関は、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。同機関の加盟国数の増加に伴って、1990年（平成2年）10月にモントリオールで開催された第28回総会において、理事会が加盟国全体を公平かつ適切に反映することを確保するため、この議定書が作成された。

この議定書は、国際民間航空条約第50条(a)に定める理事会の構成員の数を33から36に増加することを定めるものである。

2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）（先議）

【要旨】

船舶に貝・海藻等の汚れが付着すると推進抵抗が増加し燃費が悪化することから、これを防止するための措置（防汚方法）として、汚れの付着を防止する塗料（防汚塗料）を船底に塗布している。近年、この防汚塗料に含まれる有機スズ化合物による海洋生物及び人の健康に対する悪影響が国際的に懸念されるようになり、国際的規制を行う必要性が唱えられてきた。

こうした中で、我が国の主導により、有機スズ化合物の使用を規制するための法的拘束力のある国際的な枠組みを確立するための検討が国際海事機関（IMO）において進められ、2001年（平成13年）10月にIMOの主催によりロンドンで開催された国際会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文21箇条、末文及び4の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 締約国は、防汚方法により生ずる海洋環境及び人の健康に対する悪影響を軽減し又は除去するため、この条約を十分かつ完全に実施することを約束する。
- 2 この条約は、締約国を旗国とする船舶、締約国を旗国としない船舶のうち締約国の権限の下で運航されているもの及び締約国の港、造船所又は沖合の係留施設に入る非締約国を旗国とする船舶に適用し、軍艦、国所有の非商業的業務に従事する船舶については、適用しない。
- 3 締約国は、附属書1の規定に従って、自国を旗国とする船舶、自国を旗国としない船舶のうち自国の権限の下で運航されているもの及び自国の港、造船所又は沖合の係留施設にある間の自国以外の国を旗国とする船舶について、有害な防汚方法の使用を禁止する。
- 4 締約国は、自国を旗国とする船舶又は自国の権限の下で運航されている船舶が附属書4に定める規則に従って検査され及び証明されることを確保する。
- 5 この条約の適用を受ける船舶は、当該船舶がこの条約に適合しているか否かを決定す

るため、締約国の港、造船所又は沖合の係留施設において当該締約国から権限を与えられた職員による国際防汚方法証書又は防汚方法に関する宣言書の確認等の監督に服する。船舶がこの条約に違反していることが発見された場合には、監督を行う締約国は、当該船舶に警告を与え、抑留し、退去させ又は自国の港から排除するための措置をとることができる。

- 6 締約国は、この条約の違反について、自国を旗国とする船舶については場所のいかんを問わず、自国以外の国を旗国とする船舶についてはその管轄権の範囲内で、禁止され、かつ、処罰されるようにする。
- 7 締約国は、船舶の防汚方法に使用される有機スズ化合物について、2003年（平成15年）1月1日以降船体への新たな塗装を禁止し、2008年（平成20年）1月1日以降船体に存在させないようにするか船体に残っている当該化合物が浸出することを防ぐような被覆を施すようにするかをいずれかを行う。
- 8 締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が400トン以上の国際航海に従事するものについて、船舶の防汚方法がこの条約に完全に適合することを確保するため、①船舶の就航前又は国際防汚方法証書が初めて発給される前及び②防汚方法が変更され又は取り替えられる場合に検査を受けさせ、検査完了後国際防汚方法証書を発給する。船舶の検査は、締約国から権限を与えられた職員により行われる。これに代えて、締約国は、この条約によって要求される検査をそのために締約国が認定する団体に委託して行うことができる。
- 9 締約国は、自国を旗国とする船舶のうち総トン数が400トン未満で長さが24メートル以上の国際航海に従事する船舶について、船舶所有者又は船舶所有者により認められた代理人が署名した宣言書を備えることを要求する。
- 10 この条約は、25以上の国であってその商船船腹量の合計が総トン数で世界の商船船腹量の25%に相当する商船船腹量以上となる国が批准等を条件とすることなく署名し又は批准書等を寄託した日の後12箇月で、効力を生ずる。

国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前の かつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約の締結について承 認を求めるの件（閣条第5号）（先議）

【要旨】

1992年（平成4年）6月にリオデジャネイロで開催された国際連合環境開発会議で採択されたアジェンダ21は、有害な化学物質の適正な管理のため、事前のかつ情報に基づく同意の手續に関する法的文書の作成について検討すべきであるとした。これを受けた国際連合環境計画（UNEP）及び国際連合食糧農業機関（FAO）共催の政府間交渉委員会による交渉を経て、1998年（平成10年）9月にロッテルダムで開催された外交会議において、この条約が採択された。

この条約は、前文、本文30箇条、末文及び5の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、特定の有害な化学物質の特性についての情報の交換を促進し、当該化学

物質の輸入及び輸出に関する各国の意思決定の手続を規定し並びにその決定を締約国に周知させることにより、人の健康及び環境を潜在的な害から保護し並びに当該化学物質の環境上適正な使用に寄与するために、当該化学物質の国際貿易における締約国間の共同の責任及び協同の努力を促進することを目的とする。

- 2 最終規制措置（特定の化学物質を禁止し又は厳しく規制するための国内措置）をとった締約国は、当該措置を事務局に通報する。事務局は、事前のかつ情報に基づく同意の手続に係る地域のうち2の地域から特定の化学物質に関する通報を受領し、かつ、当該通報が附属書Ⅰの要件を満たしていることを確認した場合には、当該通報を化学物質検討委員会に送付する。同委員会は、当該化学物質を附属書Ⅲに掲げるべきか否かについて締約国会議に勧告する。
- 3 事務局は、締約国会議が化学物質を附属書Ⅲに掲げることを決定した場合には、その情報をすべての締約国に送付する。
- 4 締約国は、事務局に対し、附属書Ⅲに掲げられた化学物質の将来の輸入に関する回答を送付し、当該回答を自国の関係者が入手することができるようにする。化学物質の輸入に同意しないこと又は特定の条件を満たす場合にのみ化学物質の輸入に同意することを決定するときは、①すべての者からの当該化学物質の輸入及び②国内における使用のための当該化学物質の国内生産について同時に禁止し又は同様の条件を付する。事務局は、受領した回答をすべての締約国に通報する。
- 5 締約国は、附属書Ⅲに掲げられた化学物質について、事務局から通報された各締約国の将来の輸入に関する回答を自国の関係者に通知し、自国の輸出者が当該回答の内容に従うことを確保するための適当な立法措置又は行政措置をとる。化学物質の輸入について回答しなかった輸入締約国等に対して、当該化学物質が自国から輸出されないことを一定の場合を除き確保する。
- 6 締約国は、自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が自国から輸出される場合には、輸入締約国に対して輸出の通報を行う。
- 7 締約国は、附属書Ⅲに掲げる化学物質及び自国において禁止された化学物質又は厳しく規制された化学物質が輸出される場合には、人の健康及び環境に対する危険性又は有害性に関する情報を提供するようなラベル等による表示を義務付け、及び安全性に関する情報を記載した資料を輸入者に送付することを義務付ける。
- 8 締約国は、適当な場合には、この条約の対象とされている化学物質について、科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報を交換すること等を促進する。
- 9 締約国は、この条約の実施を可能にするため、特に開発途上国及び移行経済国のニーズを考慮して、化学物質の管理に必要な基盤の整備及び能力の開発のための技術援助の促進について協力する。
- 10 締約国会議を設置し、この条約の実施について絶えず検討し及び評価する。締約国会議は、化学物質検討委員会という名称の補助機関を設置する。
- 11 事務局を設置し、その任務は、UNEP事務局長とFAO事務局長とが共同で遂行する。
- 12 この条約は、50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求め るの件（閣条第6号）

【要旨】

この条約は、近年の国際的な組織犯罪の複雑化、深刻化を背景に、国際的な組織犯罪の防止に関する包括的な条約を起草するために国連総会決議により設立された政府間特別委員会による審議を経て、2000年（平成12年）11月に国連総会において採択されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 適用範囲

この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、2、3、5及び10の犯罪並びに重大な犯罪（長期4年以上の自由を剥奪する刑等を科することができる犯罪を構成する行為）であって、性質上国際的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

2 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

(1) 締約国は、物質的利益を得ることに関連する目的のため重大な犯罪を行うことを1又は2以上の者と合意することであって、国内法上求められるときは、その合意の参加者の1人による当該合意の内容を推進するための行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するものを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(2) 締約国は、組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

3 犯罪収益の洗浄の犯罪化

(1) 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、①犯罪収益の不正な起源を隠匿すること等の目的で犯罪収益である財産を転換し又は隠匿すること等、②犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること及び③犯罪収益の洗浄に関する犯罪に参加し、これを共謀すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(2) 締約国は、すべての重大な犯罪並びに2、5及び10の犯罪を前提犯罪に含める。

4 資金洗浄と戦うための措置

締約国は、資金洗浄の抑止及び探知のために金融機関等についての規制制度及び監督制度を設ける。

5 腐敗行為の犯罪化

締約国は、①公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動すること等を目的として、不当な利益を約束し、申し出又は供与すること及び②公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動すること等を目的として、不当な利益を要求し又は受領することを犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

6 没収及び押収

締約国は、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、この条約の対象犯罪により生じた犯罪収益及びこの条約の対象犯罪において用いた財産等の没収を可能とするため、必要な措置をとる。

7 裁判権

(1) 締約国は、犯罪が自国の領域内で行われる場合及び自国の船舶内又は航空機内で行

われる場合において、2、3、5及び10の犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(2) 締約国は、自国の領域内に所在する容疑者が自国民であることのみを理由としてその引渡しを行わない場合においては、この条約の対象犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

8 犯罪人引渡し

(1) この条約に基づく犯罪人引渡しに関する規定は、この条約の対象犯罪並びに2、3、5及び10の犯罪並びに重大な犯罪であって、組織的な犯罪集団が関与し、かつ、引渡しの請求の対象となる者が被請求国の領域内に所在するものについて適用する。

(2) 締約国は、引渡対象犯罪につき容疑者が自国民であることのみを理由として引渡しを行わない場合には、請求国からの要請により、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。

9 法律上の相互援助

締約国は、この条約の対象犯罪に関する捜査、訴追及び司法手続において、供述の取得、裁判上の文書の送達の実施等に関し、最大限の法律上の援助を相互に与える。

10 司法妨害の犯罪化

締約国は、この条約の対象犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせること等の目的のために暴行を加え又は不当な利益を約束すること等の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

11 法執行のための協力

締約国は、この条約の対象犯罪と戦うための法執行の活動の実効性を高めるため相互にかつ緊密に協力し、特にこの条約の対象犯罪に関する情報の交換を促進すること等のための効果的な措置をとる。

使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）

【要旨】

1994年（平成6年）9月、国際原子力機関（IAEA）第38回総会において、放射性廃棄物管理の安全に関する基本原則を定めることを目的とする条約の検討を早期に開始することが決議され、専門家会合において議論が行われた結果、使用済燃料管理の安全も盛り込まれることとなり、1997年（平成9年）9月にウィーンで開催された外交会議において、この条約が採択された（2001年（平成13年）6月に発効）。この条約は、前文、本文44箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この条約は、国内措置及び国際協力の拡充を通じ、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の高い水準の安全を世界的に達成すること等を目的とする。
- 2 この条約は、使用済燃料管理の安全、放射性廃棄物管理の安全等について適用する。
- 3 締約国は、使用済燃料管理のすべての段階において、放射線による危険から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。
- 4 締約国は、既に存在している使用済燃料管理施設の安全について検討し及び安全性を

向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保するため、適当な措置をとる。

- 5 締約国は、計画されている使用済燃料管理施設に関し、当該施設の安全に影響を及ぼすおそれのある立地に関するすべての関連要因を評価すること等について手続が定められ及び実施されることを確保するため、適当な措置をとる。また、締約国は、使用済燃料管理施設の設計及び建設に当たり、個人、社会及び環境に対して及ぼすおそれのある放射線による影響を制限するため及び、当該施設の建設前に、安全に関する体系的な評価及び環境評価が実施されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 6 締約国は、使用済燃料管理施設の使用の許可が使用試験の完了を条件として与えられること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 7 締約国は、使用済燃料を処分するものとして自国の法令上の枠組みに従って指定した場合には、放射性廃棄物の処分に関する義務に従うものとする。
- 8 締約国は、放射性廃棄物管理のすべての段階において、放射線による危険等から個人、社会及び環境を適切に保護することを確保するため、適当な措置をとる。
- 9 締約国は、既に存在している放射性廃棄物管理施設の安全について検討し及び安全性を向上させるために必要な場合には合理的に実行可能な改善が行われることを確保すること等のため、相当な期間内に適当な措置をとる。
- 10 締約国は、放射性廃棄物管理施設に関し、立地、設計及び建設、安全に関する評価並びに使用について、使用済燃料管理施設の場合と同様に、適当な措置をとる。
- 11 締約国は、処分施設の閉鎖後に、当該施設の所在地、設計及び在庫目録に関する記録であって規制機関が要求するものが保存されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 12 締約国は、自国の国内法の枠組みの中で、この条約に基づく義務を履行するために必要な法令上、行政上その他の措置をとる。
- 13 締約国は、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全を規律するため、法令上の枠組みを定め及び維持する。締約国は、法令上の枠組みを実施することを任務とする規制機関を設立し又は指定する。
- 14 締約国は、使用済燃料管理又は放射性廃棄物管理の安全のための主要な責任は許可を受けた者が負うことを確保するため、適当な措置をとる。
- 15 締約国は、能力を有する職員及び適当な財源が、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用期間中利用可能であることを確保するため、適当な措置をとる。
- 16 締約国は、作業員及び公衆が使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設に起因する放射線にさらされる程度が合理的に達成可能な限り低く維持されること等を確保するため、適当な措置をとる。
- 17 締約国は、使用済燃料管理施設及び放射性廃棄物管理施設の使用前及び使用中に敷地内及び必要な場合には敷地外の緊急事態計画が準備されることを確保する。
- 18 締約国は、原子力施設の廃止措置の安全を確保するため、能力を有する職員等が利用可能であることを確保する等の適当な措置をとる。
- 19 国境を越える移動に関係している締約国は、使用済燃料又は放射性廃棄物の国境を越える移動がこの条約の規定等に合致する方法で実施されることを確保するため、適当な措置をとる。

20 締約国は、検討会合を開催する。検討会合の間隔は、3年を超えてはならない。

21 締約国は、検討会合ごとに、この条約に基づく義務を履行するためにとった措置を対象とする自国の報告を提出する。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第1条の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第8号）

【要旨】

「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約」（以下「条約」という。）は、条約本文及び3の附属議定書から成るものとして、1980年（昭和55年）にジュネーブで開催された「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する国際連合会議」において採択され、1983年（昭和58年）に効力を生じた。

その後、1995年（平成7年）には、「失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（議定書Ⅳ）」を追加する議定書がウィーンで開催された条約の運用検討会議において採択された。また、1996年（平成8年）には、「地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関する議定書（議定書Ⅱ）」を国際的性質を有しない武力紛争についても適用する等、地雷等に関する規制を強化するために同議定書を改正する議定書がジュネーブで開催された条約の運用検討会議において採択された。

さらに、地雷等以外の通常兵器で条約及び条約の附属議定書により禁止又は制限の対象となるものについても、国際的性質を有しない武力紛争においてその使用を禁止又は制限する必要性が認識されたことから、2001年（平成13年）12月にジュネーブで開催された条約の運用検討会議において、この改正が採択された。

この改正は、条約及び条約の附属議定書を国際的性質を有しない武力紛争についても適用することを目的とするものである。

生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）（先議）

【要旨】

この議定書は、1999年（平成11年）2月にコロンビアのカルタヘナで、及び2000年（平成12年）1月にモンリオールで開催された生物の多様性に関する条約（以下「生物多様性条約」という。）の締約国会議の特別会合において作成されたものである。

この議定書は、前文、本文40箇条、末文及び3の附属書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 1 この議定書は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響（人の健康に対する危険も考慮したもの。以下同じ。）を及ぼさないように利用するため、その安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保することを目的とする。

- 2 この議定書は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるすべての改変された生物の国境を越える移動、通過、取扱い及び利用について適用する。ただし、他の関連する国際協定又は国際機関において取り扱われる人のための医薬品である改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。
- 3 事前の情報に基づく合意の手続は、改変された生物の通過及び拡散防止措置の下での利用を目的とする改変された生物の国境を越える移動については、適用しない。
- 4 事前の情報に基づく合意の手続は、輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立って適用する。
- 5 環境への意図的な導入を目的とする改変された生物の最初の意図的な国境を越える移動に先立ち、輸出締約国又は輸出者は、輸入締約国に対して書面により当該移動について通告する。その通告には、附属書Ⅰに定める情報を含める。
- 6 輸入締約国は、輸出締約国又は輸出者から通告のあった改変された生物（環境への意図的な導入を目的とするもの）の輸入の可否を危険性の評価（附属書Ⅰの情報に基づくものであって附属書Ⅲの規定に従うもの）を行った上で決定する。
- 7 締約国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得る改変された生物の国内利用について最終的な決定を行う場合には、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じて当該決定を他の締約国に通報する。その通報には、附属書Ⅱに定める情報を含める。
- 8 危険性の評価は、附属書Ⅰの情報に基づき、附属書Ⅲの規定に従って科学的に適正な方法で実施する。
- 9 締約国は、危険性の評価によって特定された危険であって、改変された生物の利用、取扱い及び国境を越える移動に係るものを規制し、管理し及び制御するための適当な制度、措置及び戦略を定める。
- 10 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼすおそれのある改変された生物の意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある放出をもたらす事態が自国の管轄下において生じたことを知った場合には、関係国等に通報するための適当な措置をとる。
- 11 締約国は、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物が安全な状況の下で取り扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるために必要な措置をとる。また、締約国は、改変された生物の分類に応じて、意図的な国境を越える移動の対象となる改変された生物に添付する文書において、改変された生物であること等を明確に表示する。
- 12 改変された生物に関する情報交換を促進し及び締約国がこの議定書を実施することを支援するために、バイオセーフティに関する情報交換センターを設置する。
- 13 締約国は、開発途上締約国及び移行経済締約国におけるこの議定書の効果的な実施のため、改変された生物の安全性のために必要な範囲内で、人的資源及び制度的能力を開発し又は強化することに協力する。
- 14 締約国は、改変された生物の安全な移送、取扱い及び利用に係る公衆の啓発、教育及び参加を促進し、及び容易にする。
- 15 締約国は、この議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われる改変され

た生物の国境を越える移動を防止し及び適当な場合には処罰するための適当な国内措置をとる。

- 16 生物多様性条約の締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たすとともに、この議定書の実施状況を定期的に検討し、及びこの議定書の実施を促進するために必要な決定を行う。
- 17 この議定書は、条約の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による50番目の批准書等の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案（閣法第36号）

【要旨】

本法律案は、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化・効率化・コンパクト化のための体制移行の一環として第5師団を第5旅団に改めるとともに、特殊作戦隊員手当を新設し、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 自衛官の定数は、陸上自衛官15万9,921人（3,409人の減員）、海上自衛官4万5,839人（13人の増員）及び航空自衛官4万7,286人（6人の増員）に、統合幕僚会議に所属する自衛官（140人増員し1,994人）を加えた総計25万5,040人（3,250人の減員）とする。
- 2 書記官が充てられる職の範囲を拡大する。
- 3 即応予備自衛官の員数を7,668人（1,942人の増員）とする。
- 4 第5師団を改編し、その名称を第5旅団とする。
- 5 特殊作戦隊員手当を新設し、その額、支給方法等に関し必要な事項は政令で定める。
- 6 本法律は、平成16年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、書記官が充てられる職の範囲の拡大に関する規定は、公布の日から施行する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 1 兼勤手当を廃止する。
- 2 子女教育手当の支給開始年齢を改める。
- 3 住居手当の支給額を改める。
- 4 館長代理手当の支給額及び支給要件を改める。
- 5 在ヴェトナム日本国大使館等の在外公館の名称及び位置の国名・地名を慣用として相当程度定着した表記に改める。
- 6 在チェンマイ日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 7 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 8 研修員手当の支給額を改定する。
- 9 在バンコック及び在ラスパルマスの各日本国総領事館を廃止する。

10 この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、在チェンマイ日本国総領事館の新設に関する部分、在ラスパルマス日本国総領事館の廃止に関する部分等一部の規定は、政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

米国等によるイラクに対する武力行使が開始されるなど、我が国を取り巻く国際環境が大きく変動し、外交を担う外務省の真価が問われている今日、外交実施体制、外務省における危機管理体制の強化は喫緊の課題であり、そのためにも機構改革を含む外務省改革の早期実現が必要不可欠である。また、長引くデフレ不況の下、多くの国民が失業に苦しみ、構造改革の痛みにさらされる中で、外務省においても手当や休暇の見直しにおいて引き続きこうした事実を重く受け止めていく必要がある。これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 1 外務省においては、外交機能強化のための抜本的な組織・制度の改革の早期実現に向け全力で取り組むこと。
- 2 在外職員の在勤基本手当を始めとする在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、定期的に在勤手当全般にわたる内容の見直しを行うこと。
- 3 在勤諸手当についてはその算出根拠を明確にするとともに、手当の改正に際しては各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準を参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準等に配慮した適切な水準・内容となるよう努めること。
- 4 現下の国際情勢にかんがみ、在外公館においては、緊急事態における邦人の救援保護を含む在外邦人安全対策についてより一層の機能強化を図ること。
- 5 以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会に対し、定期的並びに当委員会の要請に応じて報告を行うこと。

右決議する。

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案（閣法第120号）

【要旨】

本法律案は、イラク特別事態（国際連合安全保障理事会決議第678号、第687号及び第1441号並びにこれらに関連する同理事会決議に基づき国際連合加盟国によりイラクに対して行われた武力行使並びにこれに引き続く事態をいう。）を受けて、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第1483号を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を行うことについて必要な事項を定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

- 1 基本原則として、政府が対応措置を適切かつ迅速に実施すること、対応措置の実施は武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならないこと、対応措置は戦闘行為が行われることのない地域等で行うこと等を定める。

- 2 この法律に基づき実施される対応措置を人道復興支援活動及び安全確保支援活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 3 人道復興支援活動として実施される業務は、医療、被災民の帰還の援助、被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、行政事務に関する助言又は指導、人道的精神に基づいて被災民を救援する等のために我が国が実施する輸送、保管、通信、建設、補給等とする。
- 4 安全確保支援活動として実施される業務は、国際連合加盟国が行うイラクの国内における安全及び安定を回復する活動を支援するために我が国が実施する医療、輸送、保管、通信、建設、補給等とする。
- 5 基本計画には、対応措置に関する基本方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定める。
- 6 内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定める対応措置が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、原則として当該対応措置を開始した日から20日以内に国会に付議して、当該対応措置の実施につき国会の承認を求めなければならない。
- 8 防衛庁長官は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、当該活動の実施を一時休止し又は避難するなどして当該戦闘行為による危険を回避しつつ、実施区域の変更又は活動の中断の命令を待つものとする。
- 9 内閣総理大臣及び防衛庁長官は、対応措置の実施に当たっては、その円滑かつ効果的な推進に努めるとともに、イラク復興支援職員及び自衛隊の部隊等の安全の確保に配慮しなければならない。
- 10 対応措置の実施を命ぜられた自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、武器を使用することができる。
- 11 この法律は、公布の日から施行し、施行の日から4年を経過した日に効力を失う。また、必要がある場合、別に法律で定めるところにより、4年以内の期間を定めて効力を延長することができる。

(4) 付託議案審議表

・ 条約（9件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	児童の権利に関する条約第43条2の改正（1995年12月12日に締約国の会議において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	衆	15. 2. 21	15. 5. 7	15. 5. 13 承認	15. 5. 14 承認	15. 4. 15 外務	15. 4. 23 承認	15. 4. 24 承認
2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第20条1の改正（1995年5月22日に締約国の第8回会合において採択されたもの）の受諾について承認を求めるの件	衆	2. 21	5. 7	5. 13 承認	5. 14 承認	4. 15 外務	4. 23 承認	4. 24 承認
3	国際民間航空条約第50条(a)の改正に関する1990年10月26日にモントリオールで署名された議定書の締結について承認を求めるの件	参	2. 21	4. 21	4. 24 承認	4. 25 承認	5. 6 外務	5. 9 承認	5. 13 承認
4	2001年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約の締結について承認を求めるの件	参	2. 21	4. 11	4. 17 承認	4. 18 承認	5. 13 外務	5. 16 承認	5. 22 承認
5	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約の締結について承認を求めるの件	参	2. 21	4. 11	4. 17 承認	4. 18 承認	5. 13 外務	5. 16 承認	5. 22 承認
6	国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 14	5. 7	5. 13 承認	5. 14 承認	4. 17 外務	4. 23 承認	4. 24 承認
7	使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約の締結について承認を求めるの件	衆	3. 14	5. 14	6. 10 承認	6. 11 承認	5. 6 外務	5. 9 承認	5. 13 承認
8	過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約第1条の改正の受諾について承認を求めるの件	衆	3. 14	6. 3	6. 10 承認	6. 11 承認	5. 6 外務	5. 14 承認	5. 15 承認
9	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締結について承認を求めるの件	参	3. 14	4. 11	4. 17 承認	4. 18 承認	5. 13 外務	5. 16 承認	5. 22 承認

・ 内閣提出法律案（3件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
※36	防衛庁設置法等の一部を改正する法律案	衆	15. 2. 10	15. 4. 16	15. 4. 22 可決	15. 4. 23 可決	15. 3. 18 安全保障	15. 4. 1 可決	15. 4. 3 可決
※38	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	衆	2. 10	3. 24	3. 26 可決 附帯	3. 28 可決	3. 6 外務	3. 19 可決 附帯	3. 20 可決

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議決	委員会付託	委員会議決	本会議決
120	イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法案	衆	15. 6.13	15. 7.7	15. 7.25 可決	15. 7.26 可決	15. 6.24 イラク支援	15. 7.3 可決	15. 7.4 可決
			○15.7.7 参本会議趣旨説明 ○15.6.24 衆本会議趣旨説明						

(注) 附帯 附帯決議